

お願い

『遠隔手話通訳を円滑に行うために』

◆医療場面での遠隔手話通訳の場合、当事者である聞こえない方（患者）は体調が悪く、ご自身で機器操作などを行えない場合が想定されます。その為、医療スタッフの方のご理解とご協力をお願いします。

- 1 診察を始める前に、医療スタッフと手話通訳者が顔合わせ（挨拶）を行い、遠隔手話通訳で情報保障を行うことを確認してから開始してください。
- 2 聞こえない方の持参したスマートフォンやタブレットを使用する場合、音量設定が0（ゼロ）になっている場合があります。聞こえない方は音の確認が出来ませんので、端末の音量設定の確認・調整をお願いします。
- 3 聞こえない方の顔・身体（上半身）・手が映る画角サイズに調整が必要です。それら全てが映っていないと、手話通訳が出来ません。
患者の体調によって座位・寝位など診療体勢が変わりますが、スマートフォンやタブレットの位置や角度を調整する際、医療スタッフの方のご協力をお願いします。
- 4 遠隔による通訳では、タイムラグが発生します。いつもよりゆっくり、はっきりとした声で間隔をもって対応していただきますよう、お願いします。
- 5 通信映像が固まったり、映像が乱れたまま10秒待っても状況が解消しない場合は一度通信を終了して、再度、患者側より接続してください。
- 6 遠隔手話通訳サービスは、通信環境の影響を強く受け、通信速度が遅いと手話通訳が困難になる可能性があります。スマートフォンを所有していない方もいますので、診察時、医療機関が所有するタブレット端末や院内Wi-Fiを使用させていただくなど、聞こえない方が安心して医療を受けられる通信環境の整備にご協力をお願いします。



万一、電波状況などが悪く遠隔手話通訳が繋がらない場合は、筆談での対応をお願いします。その際、聞こえない方の中には日本語文法の習得が不十分な方もいますので、分かりやすい言葉で短く簡潔に書いてください。



遠隔手話通訳サービス

手話通訳とは

聴覚障害者のコミュニケーション方法の一つとして手話による会話があります。手話通訳者は、手話と音声で聞こえない方と聞こえる方の会話を仲介し、両者の円滑な意思疎通をサポートしています。

遠隔手話通訳サービスとは

聞こえない方が新型コロナウイルスなど感染症の疑いがあり、感染リスクがあるため手話通訳者が受診に同行できない場合、スマートフォンやタブレットを利用してオペレーターが手話通訳を提供するシステムです。

石川県聴覚障害者センター

〒920-0964 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内
FAX: 076-261-3021 TEL: 076-264-8615
メールアドレス: remote@deaf-ishikawa.or.jp
ホームページ: <http://www.deaf-ishikawa.or.jp/>



ホームページ

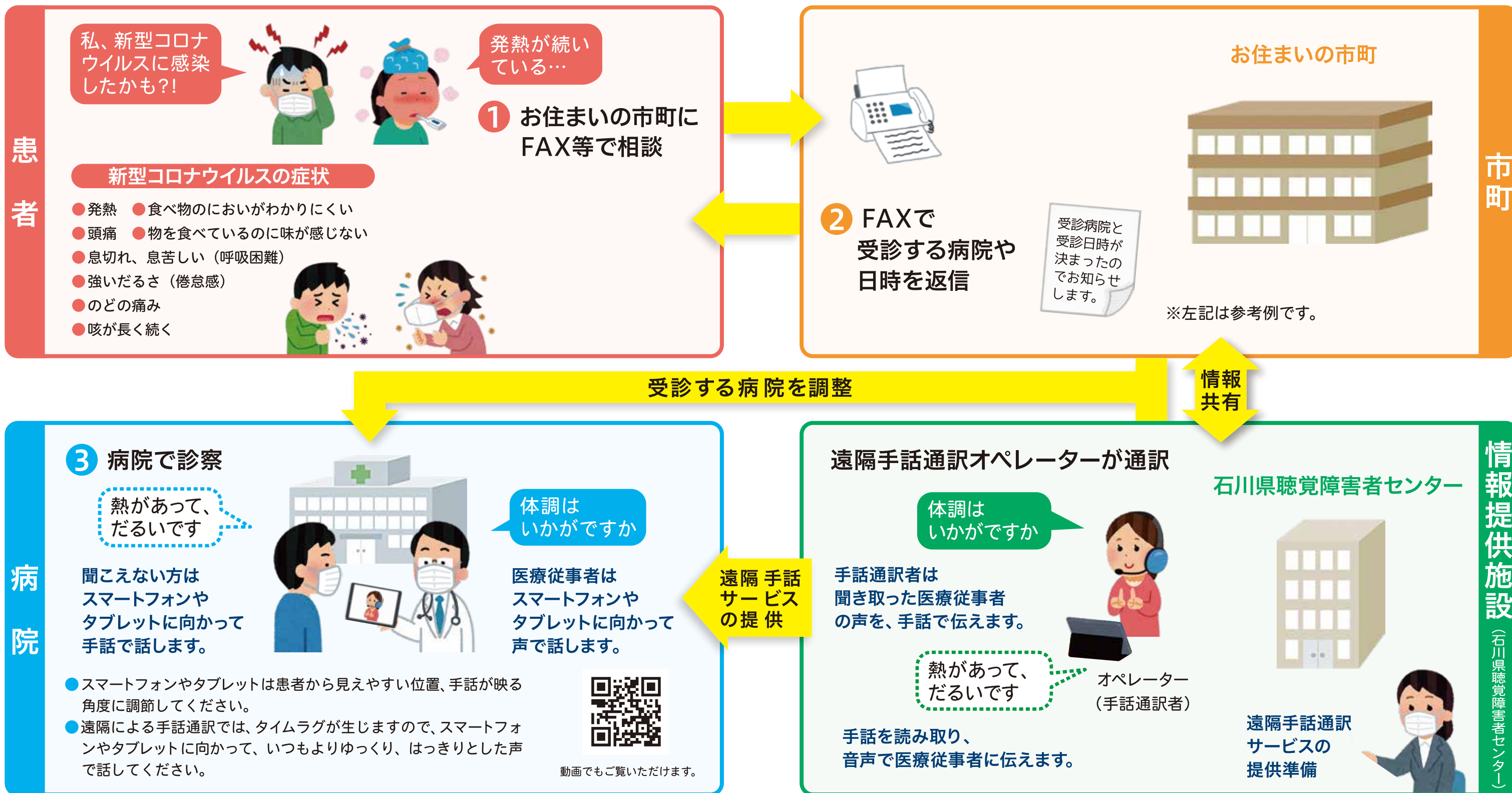
実施団体: 石川県聴覚障害者センター

医療現場における 遠隔手話通訳サービスの提供について

〈一般的な流れ〉

遠隔手話通訳サービスとは、スマートフォンやタブレットを使って通信を行い、「石川県聴覚障害者センター」にいる手話通訳者から手話通訳を受けるサービスです。

新型コロナウイルスなど感染症の疑いがあり、病院の受診が必要な聞こえない方が利用できます。



お問い合わせ先

石川県聴覚障害者センター

（遠隔手話対応時間／9:00～17:30 平日 月～金）
土日祝日・夜間は対象外

〒920-0964 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

FAX:076-261-3021

協会メール: remote@deaf-ishikawa.or.jp

TEL:076-264-8615

ホームページ <http://www.deaf-ishikawa.or.jp/>



ホームページ